平成２２年（フ）第４６７６号
埼玉県川越市大字今福753―10
債務者　村田　夏美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６７７号
東京都杉並区高円寺北２丁目29―13―704
債務者　吉田　広美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６８２号
東京都東久留米市前沢４丁目14―15―301
債務者　柴田　和子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６８３号
千葉県柏市中央２丁目７－４―302
債務者　根本　　哲
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６８４号
東京都中野区中央３丁目31―７―201
債務者　佐藤　礼奈
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６９１号
東京都江戸川区小松川１丁目５―10―2302
債務者　金山奈央子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６９６号
埼玉県上尾市大字上尾下671　リバーハイツＢ―102
債務者　矢田　優子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６９７号
東京都台東区千束４丁目34―６―205
債務者　佐々木克敏
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７０７号
東京都足立区千住１丁目35―３―305
債務者　田辺　正裕
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７１９号
神奈川県海老名市国分北１丁目２－５―403
債務者　森　　正利
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７２０号
神奈川県海老名市国分北１丁目２－５―403
債務者　森　　栄子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７２１号
東京都足立区舎人４丁目10－５
債務者　海老塚浩一
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７２２号
千葉県船橋市習志野台４丁目72―９―302
債務者　大滝　　薫
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７２３号
千葉県船橋市習志野台４丁目72―９―302
債務者　大滝志津恵
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７２５号
東京都豊島区池袋本町１丁目12―１　日興タクシー寮
債務者　金沢　　隆
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７２７号
埼玉県深谷市西大沼299―５－２Ｆ
債務者　栗原みどり
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部